

# 18世紀中葉

## ウェストミンスター貧民の移動をめぐって

—移送命令書と尋問書の予備的分析—

中野 忠

### はじめに

近代以前の都市化の問題を考える場合、「移動 (migration)」は不可欠のテーマのひとつである。例外的な時期や地域を除いて、一般に近代以前の都市においては死亡率が出生率を上回るのが通例であり、そのため、既存の人口を維持するためだけでも、都市は外部からの人口の「補給」がなければならなかったとされる<sup>1)</sup>。都市の人口成長はもっぱら農村部からの人口流入の加速によってのみ可能だった。16世紀以降、近代以前の大都市としては驚異的ともいえる急速な成長を持続したロンドンも、その例外ではなかった。E. A. リグリーの有名な推計によれば、17世紀後半の成長率がやや鈍化したロンドンでさえ、その人口成長を維持するためには、年間8000人の移民が必要だった<sup>2)</sup>。しかし人の動きは一方方向ではなかったはずである。ロンドンのような巨大都市の場合、流入する人口だけでなく、流出する人口もまた相当な数に上ったにちがいない。これを考慮に入れなければ、8000人という数値自体には大きな意味はない。現実の人の出入りは、この数字よりもはるかに大きかったと推定される。とはいえ、8000人という数は当時の中規模都市の総人口に匹敵する規模であり、ロンドンがいかに大きな人口移動の目であったかを印象的に示す数字といえる。こうした膨大な数の移民が、どのような動機で、どこから、どのようにロンドンに流れ込み、どこで、どのように地域に定着していったか (またはいかなかったか)、さらにはどれくらいの規模の人口がロンドンから出ていったか、という問題は、現代都市についてと同様、この時期の都市化を考えるうえでも決定的に重要な問題といえよ

1) これには反論もあるし、さまざまな議論の仕方がある。たとえば、Sharlin, A., 'Natural decrease in early modern cities: a rejoinder', *Past and Present*, 92 (1981), pp. 175-80; Finley, Roger, *Population and Metropolis. The Demography of London 1580-1650* (Cambridge, 1981), chap. 7.

2) Wrigley, E. A., 'A simple model of London's importance in changing English society and economy 1650-1750', *Past and Present*, 37 (1967), pp. 44-70.

う<sup>3)</sup>。

近代以前のヨーロッパ都市における移出民については、体系的に知る手がかりはほとんどない。だが移入民についてはいくつかの資料がある。そのうちもっともよく知られているのは、市民（フリーメン）やギルドのフリーメン・徒弟の登録簿である。16、17世紀のロンドンに関しては、市民登録簿はごく断片的なものしか残存していないが、ギルドのフリーメンや徒弟に関しては多くの登録簿が残されている<sup>4)</sup>。このタイプの資料は中世以降、都市当局やギルドにより作成され保管されていたため保存状態は一般的に良好で、これによって都市移民に関するかなりの情報を得ることができる<sup>5)</sup>。しかし「市民」やギルドの徒弟は比較的富裕な層に属しており、彼らの移動から都市移民の一般的動向はかならずしも推定できない。移動のパターンには階層的な差があり、これより下あるいは上の社会層の移動は異なった特徴をもっていたとも考えられるからである。

しかし17世紀末から19世紀初頭にかけてのイギリスの場合、移民の大きな部分を構成していたと思われる社会層については貴重な資料が残っている。救貧法関連資料、とりわけ最終的に救済される教区に関する規則を定めた、いわゆる「定住法」ないし「教区籍法」(law of settlement, 以下、本稿では後者の訳語を採用する)に関連して作成された膨大な記録がそれである。救貧法に関連した資料には多様な種類があるが、移動に直接関わるものとしては、教区に住む新来者の教区籍（定住権）に関する尋問書 examination paper、籍のないものにたいして当該教区からの退去を命じた移送（退去、送還）命令書 removal order、あるいは当人の教区の役人が発行する教区籍証明書 certificate などがとくに重要である<sup>6)</sup>。多くは失われ今日まで残っているのはそのごく一部にすぎないが、地域によっては一人の歴史家が取り組むには多すぎるほどの量の資料が残されているところも

3) 都市だけでなく、18世紀以降のイギリスにおける移動全般を論じた最近の大著として、Pooley, C. and Turnbull, J., *Migration and Mobility in Britain since the 18<sup>th</sup> Century* (London, 1998) がある。本書の紹介については次を参照せよ。安元稔「書評論文：近代イギリスの人口移動：最近における研究動向—ブリー・ウィザーズ・マクレイルの著作に寄せて」『社会経済史学』67 (3) (2001)、323-30ページ。

4) 16世紀ロンドンのフリーメン登録簿の分析はいくつかあるが、とくに、Rappaport, S., *Worlds within Worlds: Structures of Life in Sixteenth-Century London* (Cambridge, 1989)。17世紀後半の市民登録簿については、中野忠「王政復古期のロンドン市民—市民登録簿1668/69年をてがかりに—」イギリス都市・農村共同体研究会ほか編著『イギリス都市史研究：都市と地域』（日本経済評論社、2004）、49-69ページを参照せよ。

5) これらを分析した研究は、わが国でも少なからずある。たとえば、ノリッジのフリーメンについて、唐澤達之『イギリス近世都市の研究』（三嶺書房、1998）；ヨークのフリーメンについて、酒田利夫『イギリス中世都市の研究』（有斐閣、1991）。ロンドンの諸カンパニーの徒弟登録簿はC. R. Webbにより、その摘要がSociety of Genealogistsより刊行されている（1969～）。

6) Taylor, J. S., 'The impact of pauper settlement 1691-1834', *Past and Present*, 73 (1976), pp. 45-47；中野忠「定住法関連資料と18世紀イギリス農村社会—ひとつの論争を手がかりに—」『早稲田社会科学総合研究』5 (1) (2004)。

7) 教区籍法関連資料を用いて移動を考察した研究はかならずしも多くはないが、いくつか重要なものがある。それらはほとんどが特定の地域に関する事例研究だが、18世紀の東部イングランド全域について、おもに教区籍証明書（certificate）を大量に用いて移動現象を分析した次の学位論文が、現

ある<sup>7)</sup>。そのひとつがロンドン市西部の郊外を形成するウェストミンスターである。ウェストミンスター古文書センターに保管されているいくつかの教区の救貧関連資料は、その連続性、多様性において、おそらく他に類をみないといってよいほどのものである。これらの資料を本格的に分析するためには大規模なプロジェクトが必要であろう<sup>8)</sup>。

筆者も現在、18世紀中ごろの救貧法資料を中心に、貧困と移動に関する体系的分析を進めている。本稿はそのための予備作業のひとつであり、1750～60年代のセント・クレメント・デーンズ教区 Saint Clement Danes（以下、聖クレメント教区と略記する）の、とくに「移送命令書」および「尋問書」と呼ばれる資料に焦点をあてながら、その簡単な分析を通じて、都市化にともなう移動や貧困の実態解明にとって救貧法関連資料がもつ可能性の諸側面を探ってみることが目的である。

(一) 節ではまず、そもそも移送命令書なる資料がどのようなものであるか、ウェストミンスターの一教区の実例をあげて紹介する。(二) (三) 節では、聖クレメント教区の1752年から69年までの移送命令書登録簿の分析を行う。さらに(四) 節以降では、この移送命令書を、教区籍法に関連して作成されたもうひとつの重要な資料、貧民尋問書と比較対照させながら、移送の実態のより具体的な解明を試みる。

## (一)

場所や時期によって細部に違いはあるが、移送命令書は基本的にどの教区でも同様な形式と内容をもつものであった。ここではウェストミンスターのなかでもとりわけ大量で良質の資料が残っている教区、セント・マーティン・イン・ザ・フィールズ St Martin in the Fields（以下、聖マーティンと略記する）教区の例をいくつか挙げてみよう。以下は、比較的古い時期の移送命令書の例である<sup>9)</sup>。

ウェストミンスター市の教区委員および貧民監督役、ならびに同市、聖アン教区の教区委員および貧民監督役に

ウェストミンスター市のための国王陛下の治安判事を勤めるわれわれ2人は、次のことを確認する。すなわち、貧民のチャールズ・ヘインズおよびその娘メアリは、法に反して聖マーティン教区にやって来て住みついた。メアリ・ヘインズは同教区の負担となり、チャールズ・ヘインズもまた負担になる可能性がある。これについて貴殿ら聖マーティン教区の教区委員と貧

---

在ののところもっとも広範で包括的な研究である。Pond, C. C., 'Internal Population Migration and Mobility in Eastern England in the Eighteenth Century', (Ph. D. Thesis: Cambridge University 1980). これらについては、本研究がより進んだ段階で、詳細に紹介・検討する。

8) Westminster Archives Centre (WACと略記). その大部分はマイクロフィルムに移されており、一部は最近市販されるようになった。このうち、聖マーティン教区に関しては、L. Schwarz教授（パーミンガム大学）とJ. Boulton教授（ニューカスル大学）によるプロジェクトが2004年1月からスタートした。

9) WAC, F2217 (23 November 1714 to 30 June 1721).

民監督役から苦情が申し立てられた。

宣誓その他の手続きをへてわれわれの面前で行われた尋問によれば、前記チャールズ・ヘインズは前記聖アン教区で最終的に合法的な教区籍を得ており、また娘のメアリが別の場所で合法的な教区籍を得た証拠はない。そこでわれわれ治安判事は次のような判断を下す。聖アン教区がチャールズ・ヘインズおよびその娘メアリ・ヘインズの合法的な籍のある教区であり住所であり、メアリ・ヘインズは現在聖マーティン教区の負担になり、チャールズ・ヘインズも将来同教区の負担になる可能性が高い。

ここに国王陛下の名において以下のように命ずる。貴殿ら聖マーティン教区の教区委員および貧民監督役は、前記チャールズ・ヘインズを貴殿らの教区から聖アン教区へ移送し、同教区の教区委員および貧民監督役のもとに彼らを送り届けること、これをもって、同教区の教区委員らは、法に従って、移送された両名を保護し、扶養することが求められる。

1714年、11月23日付け治安判事署名

ジョン・ロイドハウス／ヘンリー・パウサー

これは、父親が娘を連れて自発的にこの教区に移動して「不法に」住みついたため、強制的に退去を命じられた例である。しかし、退去を命じられたのが、(おそらく親により)遺棄された子供の場合であることもあった。次がその例である<sup>10)</sup>。

聖マーティン教区の教区委員および貧民監督役、ならびにミドルセックス州聖ジャイルズ・クリップルゲイト教区の教区委員および貧民監督役へ

われわれウェストミンスター市の2人の治安判事は、宣誓その他の手続きをへてわれわれの面前でなされた尋問の結果にもとづき、次のことを確認する。ハンナ・ワトソン、年齢およそ8歳、およびメアリ年齢およそ5歳は、法に反して、最近、聖マーティン教区で放置され、同教区の負担となっている。これについて聖マーティン教区は苦情を申し立てた。

われわれの面前で行われた尋問によれば、前記ハンナ・ワトソンおよびメアリ・ワトソンはミドルセックス州、聖ジャイルズ・クリップルゲイト教区の生まれであり、両者が別の合法的な教区籍をもっていることは判明しなかった。われわれ治安判事は聖ジャイルズ・クリップルゲイト教区が前記ハンナ・ワトソンおよびメアリ・ワトソンの最後の合法的な籍のある教区ないし住所であり、前記聖マーティン教区には負担になっていると判断する。

したがって、国王陛下の名の下に以下のことを行うよう命ずる。聖マーティン教区の教区委員および貧民監督役は、前記ハンナ・ワトソンおよびメアリ・ワトソンを教区から退去させ、聖ジャイルズ・クリップルゲイト教区へ移送し、この教区の教区委員および貧民監督役、またはそのうちの誰かのもとに届けること。教区委員らは法にしたがって兩人を受け入れ、扶養することが求められる。

1714年12月22日付け治安判事署名

ウィリアム・コン／ニコラス・クラーク

1714年1月25日：私は前記ハンナおよびメアリ・ワトソンを、前記命令書とともに、クリップルゲイト教区の教区委員区ルックフォード氏のもとに届けた。

ニコラス・スウィーティング

念のためにもう一例、同じ聖マーティン教区のもう少し後の時期の移送命令を掲載して

10) WAC, F2217, p. 8.

おこう。治安判事名や字体は違うが、内容と形式は前の例とほとんど変わらない<sup>11)</sup>。

ミドルセックス州聖マーティン教区の教区委員および貧民監督役、ならびにサリー州アスレッド教区の教区委員および貧民監督役、およびその全員へ

ミドルセックス州ウェストミンスター市を担当する国王陛下の治安判事を勤めるわれわれ2人に対し、聖マーティン教区の教区委員および貧民監督役から次のような苦情が提出された。すなわち、ジョージ・ゴルディング、年齢およそ36歳、ならびにその妻エレナ、およびその3人の子供、エレナ、およそ10歳、メアリ、およそ6歳、セイラ、およそ2歳は、前記聖マーティン教区に来て、この教区での合法的な籍を得ないままに勝手に住みついた。彼らは前記聖マーティン教区にとって負担となる可能性がある。

これについて宣誓その他の手段を通じて尋問を行った結果、前記ジョージ・ゴルディングは前記サリー州アスレッド教区で最後の合法的な籍をえたことが判明した。それゆえ、われわれ前記の治安判事は、前記ジョージ・ゴルディングの最後の合法的教区籍は前記アスレッド教区であり、彼らは聖マーティン教区の負担になる恐れがあると判断した。したがって国王陛下の名の下に、貴殿ら聖マーティン教区の教区委員および貧民監督役に、前記ジョージ・ゴルディングとその妻エレナ、および3人の子供を貴殿の教区から前記サリー州アスレッド教区に移送し、その教区の教区委員と貧民監督役またはそのうちの誰かのもとに届けること。教区委員らは法にしたがって前記ジョージ・ゴルディングとその妻エレナ、および3人の子供を受け入れ、扶養することが求められる。

1726年5月14日付け治安判事の署名

ジョン・コロッチおよびウィリアム・ゴア

新来者やその子供のほかに、教区の当局者と治安判事を悩ましたもうひとつの問題は私生児（非嫡出子）である。移送命令書のいくつかはこれら私生児の教区籍に絡んで作成された。次がその例である<sup>12)</sup>。

以下に記し印章の付されたわれわれ2名のウェストミンスター市を担当する国王陛下の治安判事は、会合をもち、本年10月6日に聖マーティン教区で独身女性レティシア・オールズワースが産み、ジェームズという洗礼名を受けた男子の私生児に関し、同教区の教区委員および貧民監督役の苦情を聴聞した。われわれの面前で宣誓その他の手続きをへて行われた前記レティシア・オールズワースの尋問にもとづき、前記男子私生児を前記レティシア・オールズワースに生ませたのは、リチャード・ニューディゲイトであること、前記の男子私生児は前記聖マーティン教区で生まれたこと、前記レティシア・オールズワースとその男子私生児は現在同教区の負担となっていることが判明した。

したがって、われわれ治安判事は以下のとおりの判断を下し、命じた。前記リチャード・ニューディゲイトは、前記女性とその子を扶養するために、前記の子供の誕生から4週間、11シリング6ペンスを前記教区の教区委員および貧民監督役に支払うこと、4週間を過ぎたら、前記男子私生児が同教区の負担になるあいだは、この私生児を養うために毎週水曜日に総額2シリング6ペンスを同教区の教区委員および貧民監督役に支払うこと、さらに前記リチャード・

11) WAC, F2221; Memoranda of Appeals and the Execution of removal orders by the overseers, p. 2.

12) WAC, F2217, p. 9. 私生児とその記録についても興味深い最近の研究があるが、本稿では詳論できない。たとえば、Hurl, J., ‘“She being bigg with child is likely to miscarry”: Pregnant victims prosecuting assault in Westminster, 1685-1720’, *London Journal*, 24 (2) (1999), pp. 18-33.

ニューディゲイトはこの命令をただちに法に従って忠実に実行する保証を与えること。

1714年10月25日付け治安判事署名

この命令書は1714年2月12日、ヒックスホールで確認された。

ウィリアム・コン／ジョン・ロイドハウス

こうした治安判事の命令に対して、受け入れる側の教区は教区籍証明書を発行した。次の例は、聖マーティン教区から移送される貧民に対し、聖ジェームズ教区が治安判事に出示した確認書の例である<sup>13)</sup>。

われわれミドルセックス州ウェストミンスター聖ジェイムズ教区の教区委員ジョン・バーネスとジョン・グリーンおよび貧民監督役のジョン・クレグとサミュエル・ウィーバーは、仕立屋トマス・ルイス37歳、その妻アン、その子トマス9歳、エドワード7歳、フランシス2歳が、われわれの教区聖ジェイムズ教区に合法的な籍をもつ住民であることをここに確認する。

1718年、われわれは立会人としてここに署名捺印を行う。

ウェストミンスター聖ジェイムズ教区の教区委員および貧民監督役、ならびに聖マーティン教区の教区委員および貧民監督役へ、またそのいずれかへ。以下に署名されたわれわれ国王陛下下のミドルセックス州担当治安判事は、上記日付のこの教区籍証明書を承認し同意する。

L.セント／ジョン・エリス

以上の例が端的に物語るように、移送命令書とは、教区の負担になっている（またはその恐れのある）新来者や私生児とその母親について、教区の役人が治安判事に苦情を申し立て、それに基づいて治安判事が申し立てられた者の教区籍を判断し、籍のある教区への移送と受け入れ、あるいは私生児の扶養を命じた書類である。この資料から、移送を求められた当人の名前、家族構成（年齢）、移送先の教区など、貧困者層の移動に関わる諸側面について重要な情報をえることができる。

## (二)

移送命令書は2部作成され、移送する側、受け入れる側双方の教区で保管されるのが通例だった。さらに教区によっては、それらの要約が何年分かまとめられ、浮浪者として通行許可証を受けて移送されたもの<sup>14)</sup>の名前と一緒に、1冊の冊子体として残されることもあった。本稿で検討するのは、聖クレメント教区に関するこのタイプの記録、「移送命令書登録簿」である。期間は1752年から1769年までの18年間に及んでいる<sup>15)</sup>。

13) WAC, F2217, p. 224.

14) 1744年には浮浪者、ごろつき、怠け者を規制する制定法が定められる。An Act to amend and make more efficient the Laws relating to Rogues, Vagabonds and other idle and disorderly Persons, and to Houses of Correction, *The Statutes at Large*, vol. 5, pp. 422-30. 浮浪者とその記録については、やや時代は古いだが次を参照せよ。Tate, W. E., *The Parish Chest. A Study of the Records of Parochial Administration in England* (3<sup>rd</sup> edition, Cambridge, 1969), pp. 211-14.

15) WAC, B1210; Register of Orders from St Clement Danes Beginning the First Day of November 1752 and Ending the 22 Day of August 1769, 321pp. + Index & blank 51pp.

最初の部分から記録形式のいくつかを以下に例示しておこう。

イズリアル・リリー 1752年11月1日

国王陛下のミドルセックス州担当治安判事の1人フランシス・ベドウェル、エスクワイア、の署名捺印した1752年11月1日付け通行証により、イズリアル・リリーは浮浪者として聖クレメント教区からヨークシャーリーズ教区へ移された<sup>16)</sup>。

国王陛下のミドルセックス州担当治安判事ジョージ・エリントンおよびトマス・レーン、エスクワイアの署名捺印した1752年11月15日付け命令書により、アン・フィッシャーとその2人の子供、エリザベズ、生後17ヶ月、ジェーン、1ヶ月は、ミドルセックス州聖クレメント教区から同州聖ジャイルズ・インザ・フィールズ教区へ移送された。

国王陛下のミドルセックス州担当治安判事の1人フランシス・ベドウェル、エスクワイアの署名捺印した1752年11月21日付け通行証により、メアリ・フォアマンは浮浪者として聖クレメント教区からケント州イェールデン教区へ移された<sup>17)</sup>。

国王陛下のミドルセックス州担当の2人の治安判事フランシス・ベドウェル、エスクワイアおよびH. フィールドイング<sup>18)</sup>の署名捺印した1752年11月23日付け命令書により、幼児ジェームズ、生後3ヶ月は、ウェストミンスター特権区の聖クレメント教区から、同幼児の最後の合法的籍のある同特権区の聖マーティン教区へ移送された。

見られるように、移送命令書の原文と比べるとその記述形式は大幅に簡略化されているが、内容はほぼそのまま採録されている。これをもとに作成した簡単なデータベースが以下の分析の対象である。

この「登録簿」には962件が記載されている。そのうち、14件では複数の名前（合計29人）が掲載されており、これを人数に含めると、この間に移送されたもの（以下、被移送人）は全部で976人（不明1を除く）となる。その男女別内訳は、男性320人、女性656人で、全体では女性が男性の約2倍多い。

年齢について見てみよう。年齢の多くは「およそ…歳」とか「…歳以上」とかいったように、あいまいな書き方しかなくない。だがその一方、乳幼児についてはしばしば月数で書かれており、年齢記述がかならずしもでたらめではなかったことがわかる。被移送人について、年齢が書かれているものは、男性85人、女性89人、合計174人であり、全体の2割にも満たない（17.8%）。この数は全体の年齢構成を知るには小さすぎるし、なぜ年齢が書かれたり書かれなかったりしたのか、不明である。しかしおおよその理由は推定することができる。

次の**第1表**は、年齢のわかるものだけを年齢層別に分類してみたものである。年齢層には著しい偏りが見られる。15歳以下の幼児・児童が全体の三分の二（62.6%）を占めているのに対し、16歳から50歳までの年齢層はわずか22.4%を占めるだけである。51歳以上

16) *Ibid.*, p. 1.

17) *Ibid.*, p. 2.

18) この治安判事はおそらくあの『トム・ジョウズ』の著者、ヘンリー・フィールドイングである。

第1表 被移送人の年齢構成

	男性	女性	合計	%
1歳未満	11	12	23	13.2
1～5歳	16	11	27	15.5
6～10歳	16	19	35	20.1
11～15歳	10	14	24	13.8
16～20歳	4	9	13	7.5
21～50歳	10	16	26	14.9
51歳以上	18	8	26	14.9
合計	85	89	174	100.0

の高齢者の14.9%という数値も、推定される年齢構成からすると相対的に大きい<sup>19)</sup>。さらに被移送人には、幼児infantあるいは児童child、娘daughterなどという記述が添付されているケースが81件、人数にして男子46人、女子40人、合計86人いる。この81件の幼児・児童の被移送人のうち、年齢が書かれていないのは16件(19.8%)だけである。登記簿の作成者は、乳幼児や児童(それに加えて、高齢者)については、その年齢を記録するのが通例としていたと考えられる。

記されている年齢から推定すれば明らかに幼児・児童でありながら、その旨の記述がないケースが30件(36人)ある。これと先の幼児・児童などの記述のある81件をあわせた111件は、議論の余地なく「子供(たち)」が単独で移送されたケースである。これは全体の11.5%にあたり、親のいない子供は被移送人のなかで小さくない集団だったといえる。

この111件を除いた851のケースについて、より詳しく検討してみよう。子供についてはかならず年齢が書かれたわけではないし、幼児・児童などの添え書きがなされたわけでもない。したがって、これらのケースがすべて成人の移送に関するものだったとは断定できないが、以下で論ずるように、その大部分は成人の被移送人であったことはほぼ疑いない。

この851件の例では、被移送人が妻子以外のものと複数併記される例はない(したがって、件数と人数は一致する)。まず男女別でみると、男性260人に対し、女性が591人と、2.3倍多い。

この男女を婚姻状況によって分類したのが次の第2表である。男性だけをみると、その4割近くを占める99人が妻帯者(夫婦)である。また女性のなかにも「妻」とされているものが91人いる。これらの女性の場合、結婚していながら、夫が逃亡したり(gone from her, absconded from her)、航海に出たり(at sea)、兵士として外国に出かけて行方不明(soldier in his Majesties service; soldier on North America; a soldier in Colonel

19) 年齢構成については、Wrigley, E. A. and Schofields, R. S., *The Population History of England 1541-1871: A Reconstruction* (London, 1981), pp. 527-29.



第2表 婚姻状況からみた被移送人

男性	人数	%	女性	人数	%
妻帯 (夫婦)	99	11.6	妻	91	10.7
单身	161	18.9	寡婦	134	15.7
合計	260	30.6	独身	143	16.8
			記述なし 单身	184	21.6
			子供あり	39	4.6
			合計	591	69.4

第3表 子供をもつ被移送人

子供をもつ家族			子供総数	
子供の数	世帯主数	%	子供総数	%
1	84	54.2	84	31.3
2	44	28.4	88	32.8
3	16	10.3	48	17.9
4	9	5.8	36	13.4
5	3	1.9	15	5.6
合計	156	100.6	268	100.0

第4表 子供をもつ被移送人の婚姻状況

親の婚姻状況 (世帯主数)

子供の数	夫婦	男性(单身)	妻(夫不在)	寡婦	女性(不明)	女性(单身)*
1	20	2	24	9	27	2
2	12	5	13	6	8	0
3	5	1	4	3	3	0
4	2	0	4	2	1	0
5	2	0	0	1	0	0
合計	41	8	45	21	39	2

\*単身の2名の女性は、幼児の養育を任されているケース (for nurture).

Crowford's Regiment of Light Infantry etc.) など事情はさまざまだが、事実上、夫に遺棄され、一家の稼ぎ手を失ったケースが大部分である。子供を除いた被移送人全体 (851人) からみると、夫婦で移送されたのは11.6%と比較的少ない。

成人の被移送人はしばしば子供を連れて退去を命じられた。子供を抱える被移送人 (世帯) は全部で156世帯 (成人被移送人の18.3%) である。次の第3表と第4表はこれら子供の数や男女別、婚姻状況の違いによって分類してみたものである。

これらの子供総数268人の大部分の231人 (86.2%) については、その年齢が記載されている。そのうち16歳以上は1名、14歳以上でもわずか6名いるだけで、ほとんど (213人、92.2%) は10歳以下、平均年齢は4.39歳だった。換言すれば、移送を命じられたひとつの大きな集団は、乳幼児の、いわゆる経済的な従属人口を抱える家族だったことになる。

世帯の半分以上は1人の子供を抱えるだけだったが、8%近くは4人以上の子供を持つ

親だった。予想されるように、子供の多い世帯は婚姻関係の継続している夫婦の間に多かったが、3人以上の子供をもつものには、寡婦や夫に遺棄された女性もいた。子供のある世帯の平均子供数は1.72であり、一般的な家族規模と比較しても格別に大きくはなく、この表からは子供の多さが貧困と移送の原因となったと推定されるような家族が一般的だったとはいえない。しかし、夫の経済的支援をもっとも必要とするようなライフサイクルの時点でその協力を失った女性が、教区への救済を求め、その結果、退去を命じられるケースが少なからずあったことを、この表は示している。

### (三)

移送された人々の行き先はどこだったろうか。過去の人々の移動に関して「移送命令登録簿」が直接関わってくるのはこの点である。

まず、近傍の地域とそれ以外の地域にわけて分類してみよう。次の第5表から明らかな

第5表 近辺地域への移送

地域	人数	%
ロンドン (シティ) London	185	19.8
ミドルセックス州 Middlesex	217	23.2
ウェストミンスター市 Westminster	247	26.4
その他	287	30.6
合計 total	936	100.0

第6表 ウェストミンスター近辺教区への移送

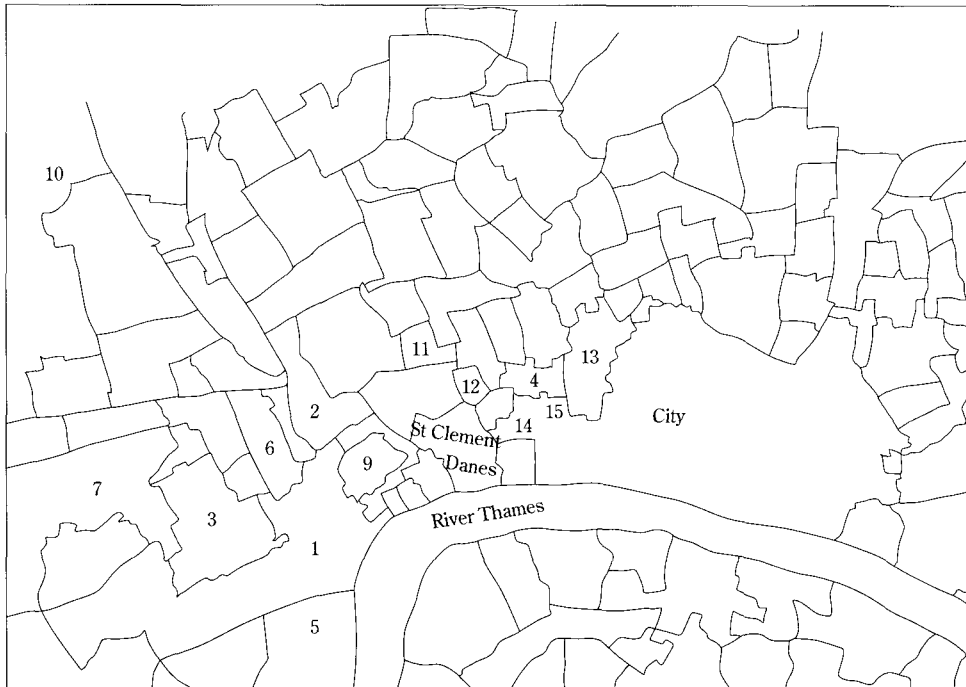
地図番号	教区名	人数	%
1	St Martin in the Fields	103	15.9
2	St Giles in the Fields	49	7.6
3	St James	46	7.1
4	St Andrew Holborn *	41	6.3
5	St Margaret	22	3.4
6	St Ann	21	3.2
7	St George Hanover Square	21	3.2
8	St Paul Covent Garden	17	2.6
9	St James Clerkenwell	16	2.5
10	St Mary Le Bon	14	2.2
11	St George the Matyr	14	2.2
12	Rolls, Liberty	13	2.0
13	St Seperchres *	12	1.8
14	St Dunstan in the West *	11	1.7
15	St Brides *	11	1.7
	その他	238	36.7
		649	100.0

\* London 特権区内  
番号は第1図の地図参照

ように、移送先の圧倒的多くは、同じウェストミンスター市、ロンドン、およびミドルセックス州であり、それを越えた遠隔地に移送されるものは三分の一にも満たなかった。しかしこれはかならずしも例外的な状況とはいえない。この時期の徒弟など他の階層の移動を調べた研究は、より上層のロンドン移民のキャッチメント・エリアが大幅に縮小したことを明らかにしている<sup>20)</sup>。移送距離をただちに貧民の移動範囲と重ねることはできないとしても、この短い移送距離は、ロンドンに流入した貧民の移動範囲も、より上層の移民のそれと大きな差はなかったことを示唆するものといえる。

次の第6表は、近辺地域をさらに詳しく分け、同じウェストミンスター市内、およびシティやミドルセックス州について、主要な教区ごとに被移送人の人数を分類してみたものである。聖クレメント教区の地理的位置から想像できるように、これらの教区はそのほとんどが聖マーティン教区に代表されるウェストミンスター市の近辺の大教区、聖アンドリュウ・ホルボーン教区を初めとするシティの特権区に属する西側の市壁外教区、聖ジャイルズ・インザ・フィールズ教区を初めとするミドルセックス州に属する北西部の郊外教区に集中している。これに対し、シティ内の教区や、聖ジョン・ワッピング教区（6人）や

第1図 ロンドン郊外教区



20) 簡単には、中野忠『前工業化ヨーロッパの都市と農村』（成文堂、2000）、105-7ページ。

聖ダンスタン・ステブニイ教区（5人）のような人口密度が高く相対的に貧困なシティの東側郊外やテムズ川の南側の郊外教区への移送は少ない。（第1図も参照せよ。）換言すれば、聖クレメント教区からの移送のほぼ半分は、テムズ川北岸のせいぜい2マイル以内に位置する、いずれも徒歩で簡単に行き来できる範囲内で行われたと見てよい。このことはまた、一般に、移動はロンドン周辺の狭い範囲に限られていたとしても、その範囲内で頻繁な近距離の移動があった可能性をも示唆するものといえる。

なお、「移送命令登録簿」には私生児が5人登録されているが、この子供たちが移送されたのも、シティと西部郊外の教区だった。

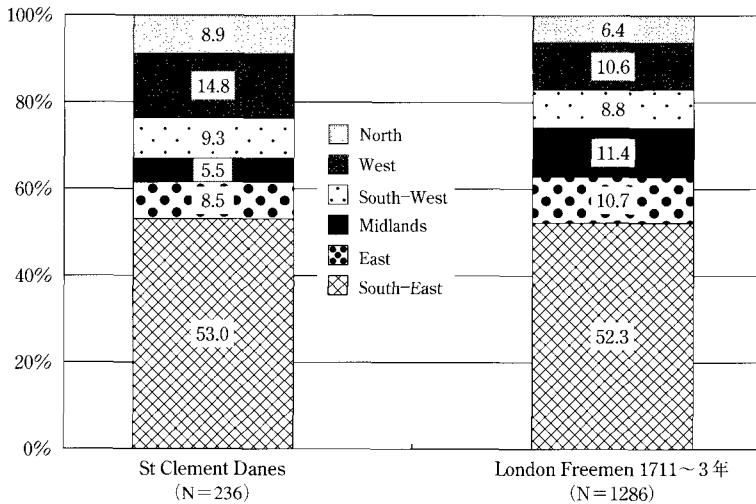
次に、それ以外の地域を検討してみよう。次の第7表がその分布を示している。ここでも、サリー州（65人）、ケント州（17人）など、ミドルセックス州に隣接するホーム・カウンティを含む南東部が圧倒的に多い。なかでもオックスフォードシャへの移送の多さ（15人）が目立つ。それ以外の地域では、北部のヨークシャ（13人）を除いて、10人以上が移送された州はひとつもない。8人ないし9人が移送された州としては、東部のベッドフォードシャ、南西部のデヴォンシャとサマセットシャ、西部のグロスターシャがあるだけである。

この表に見られる最大の特徴は、アイルランドへの移送の多さである。移送全体が近辺の地域に集中している状況に照らしてみると、この遠隔地への移送はとりわけ目をひく。スコットランドやウェールズへの移送と比べても、その数は際立って多い。この比率がどの程度、現実の「移民」の規模を反映しているかは不明だが、聖クレメント教区に流入した貧しい移民のなかで、アイルランドの出身者はもっとも大きな集団のひとつを形成していたことはまちがいないだろう。C. C. ポンドによれば、同じウエストミンスター聖マーティン教区では、アイルランド人とスコットランド人の移民が目立って多く、調査の対象となった移民（1720～60年の5カ年間の約450例のサンプル調査）のそれぞれ9.5%、17.4%を占めていた。とくにアイルランド人はこの教区の特定地域に集中して居住してい

第7表 遠距離移送先

地域	人数	%
南東部 South-East	125	43.6
東部 East	20	7.0
ミッドランズ Midlands	13	4.5
南西部 South-West	22	7.7
西部 West	35	12.2
北部 North	21	7.3
アイルランド Ireland	36	12.5
スコットランド Scotland	7	2.4
ウェールズ Wales	8	2.8
合計 total	287	100.0

第2図 貧民の移送先とフリーメンの出身地（ロンドン地域を除く）



ロンドン・フリーメンの数値は、Kitch, M. J., "Capital and kingdom: Migration to later Stuart London", in Beier, A. L. and Finlay, R. (eds.), *The Making of the Metropolis* (London, 1986), pp. 224-51.

たとされる<sup>21)</sup>。近接したこの聖クレメント教区には、もうひとつのアイランド人の「コロニー」があったのかもしれない。

上の第7表の地理的分布はどの程度、人々の「移動」の現実の状況を反映しているのだろうか。この表のデータの数は少ないとはいえ、その地理的分布は、別の指標でとった移動のパターンと大きな較差はない。たとえば次の第2図は、第7表からアイランド、スコットランド、ウェールズを除いた地域分布を、18世紀初頭の新フリーメンの（ロンドン地域を除いた）出身地分布と比較してみたものである。ミッドランズについてはやや開きが大きいですが、それ以外の地域については、二つの分布の比率はおおむね一致している。イングランド内にかぎっていえば、カンパニーの新フリーメンになるような比較的地位の高い移民も、移送命令を受けるような貧しい人々も、ほぼ同じような地域からやってきた可能性が高いといえる<sup>22)</sup>。

#### (四)

移送命令書によって移送されたのはどのようなタイプの貧民だったろうか。彼らは他の

21) これに対して、同じく近隣の聖マーガレット教区では、アイランド人もスコットランド人もきわめて少なく、両方あわせても移民全体の3%程度だったとされる。Pond, *op. cit.*, pp. 243, 250-51.

22) これらの詳細については、機会を改めて論ずる予定であるが、さしあたり、次のような基本文献を参照のこと。White, Ian D., *Migration and Society in Britain 1550-1830* (London & New York, 2000), esp., pp. 71-6; Waring, J., 'Changes in the geographical distribution of the recruitment of apprentices to the London companies, 1486-1750', *Journal of Historical Geography*, VI (1980), pp. 241-9; 中野、前掲書。

貧民とはちがった特徴をもっていたのだろうか。そもそも移送命令は、人々の移動を統制する制度としてどの程度実際に機能していたのだろうか。移送命令書だけからは、教区籍法の歴史的評価に関わるこれらの重要問題について答えを探り出すことは不可能である。そのためには別の資料をも参照せねばならない。(一)節の事例からもうかがわれるように、移送命令と平行して作成されたもうひとつの重要な救貧法資料に、教区籍の有無について治安判事が行った「貧民尋問書」がある。ウェストミンスターには、聖クレメント教区のものも含め、このタイプの資料も大量に残されている。その本格的な分析は今後の研究で果たしたいが、ここでは前述の聖クレメント移送命令書に関連づけながら、膨大な量が残っているこの教区の尋問書の一部を試験的に検討してみよう。

ここでとりあげるのは、先に検討した移動命令登録簿の最初の時期と重なる1652年3月25日から1653年12月24日までの21ヶ月分の尋問調書を収録した1冊である<sup>23)</sup>。ここで当人、または第三者の教区籍について証言を行うために治安判事の尋問を受けたもの(以下、被尋問人と呼ぶ)は、のべ318人いる。そのうち、10人は同じ姓名であり、同一人物が2度以上尋問を受けた可能性がある。しかしその数は全体から見るとごく少数であり、ここではとくに区別しないで議論する。

移送命令書登録簿に見られる962人のうち、前記の期間中に尋問を受けたものは99人しかいない。換言すれば、318人の被尋問人のうち、移送命令を受けたものは31.1%であり、それ以外のほぼ7割は、尋問を受けてから16年後の1769年まで、移送命令を受けなかった。しかし期間を限ってみると、別の側面が見えてくる。尋問書がカバーする期間と比較するために、退去命令登録簿の始まる1752年11月から翌年1753年12月27日までをとると、この間に135人が退去命令を受けている。そのうち、91人(66.7%)は前記の尋問書に名前が確認される。この時期の尋問書には載らないで移送された残りのほぼ三分の一にあたる44人については、二つの解釈の可能性がある。ひとつは、移送命令登録簿には、貧民ではなく浮浪者として扱われ、教区籍尋問を受けることなく移送されたものが多く含まれている可能性である。もうひとつの可能性は、これら移送された貧民はこの期間以前に尋問を受けていたことも考えられる。だがこの後者の可能性は小さい。尋問書と退去命令の両方に登場する99人のうち、90人は、ほぼ1年以内に退去命令を受け、しかも78人については、尋問書と退去命令の日付が一致している。つまり、尋問と退去命令の作成は同じ日に行われるのが通例だった。1753年7月10日に尋問を受け、3年後の1756年

23) WAC, B1175; St Clement Danes, Examination Book 1752 to 1753, pp. 330 + Index. その一貫した字體から判断して、この冊子体に収められた尋問書は、1人の書記によって書かれたものと思われる。貧民尋問書の重要性とその意義についても別の機会に詳論したいが、最良の実例は次の文献に収録されている。Taylor, J. M., *Poverty, Migration, and Settlemen in the Industrial Revolution: Sojourners' Narratives* (Palo Alto; California, 1989). ロンドン近郊の尋問書に関連しては次が重要である。Hitchcock, T. and Black, J. (eds.), *Chelsea Settlement and Bastardy Examinations, 1733-1766*, London Record Society, XXXVII (London, 1999).

3月18日に移送命令を受けたJane Smith、ましてや1753年6月4日に尋問を受け、10年以上も後の1764年11月22日に移送命令を受けたAnn Evansは、(同一人物だとすれば)まったくの例外だったといえる。

尋問を受けながら1769年まで移送命令の出されなかった223人が、その年以後に移送された可能性がないわけではない。しかし尋問と退去命令はほぼ同日に行われるのが通例だったとすれば、尋問を受けた323人の貧民の三分の二以上は、尋問後も、少なくともしばらくはこの教区に留まることができた(自発的に別の教区に移動したのも少なくなかったろう)と考えるのが妥当だろう。

尋問を受けながら、移送されたものと留まることができたもののあいだには、どのような違いがあったのだろうか。そこには一貫した基準があったのだろうか。

まず性別から比較してみよう。次の**第8表**は被尋問人のうち移送されたものとされなかったものについて、男女別に分類したものである。尋問を受けたのは女性が男性に比べて3倍と圧倒的に多かった。だが移送されたものとされなかったものの性比は2.2と3.5と開きがある。この数値だけから判断すれば、被尋問人のうち、女性よりも男性のほうが移送される確率が高かったことになる。

女性が移送されるか否かは、婚姻状態の違いによって左右されただろうか。次の**第9表**はこれを整理してみたものである。婚姻状況のわかる220人の女性の被尋問人のうち、もっとも大きな比率を占めているのは、未婚の女性(「…の娘」を含む)であり、私生児の母を加えると44%にのぼる。しかし移送されたものとされなかったもの間には差がある。尋問を受けながら移送されなかった女性の場合、私生児の母を含めた未婚者は38%であるのに対し、移送された女性の場合には、57%と過半数を大きく超えている。逆に、寡婦や妻(夫に遺棄された既婚者)の場合には、移送されなかった女性の比率が移送されたものの比率よりやや高い。婚姻状態から見ると、未婚の単身者のほうが既婚者よりも移送されるケースが相対的に多かったことになる。

子供の有無は移送するか否かの判断材料になっただろうか。次の**第10表**はこれを比較してみたものである。表の(A)欄、(B)欄どちらにも、子供のあるものもないものも含まれており、子供の有無が移送を決める重要な要件だったとは考えられない。しかし(B)/(A)欄が示唆するように、相対的にみれば、子供のないもののほうがあるものより移送されるケースが多かったし、子供のある女性がかつても移送をまぬかれる可能性が高かったと推定される。

移送されるか否かは、年齢とは関係があっただろうか。被尋問人の年齢が記載されている例は全体の三分の一程度にすぎないが、これを移送されたもの、されなかったものについて年齢層別に分類したのが次の**第11表**である。移送されなかったものについてみると、20歳以下の年齢層の比率が相対的に小さく、21～50歳代の比率が高い。これは教区にと

第8表 被尋問人の性比

		移送 removed	移送なし not removed	合計 total
男性	M	31	48	79
女性	F	68	170	239
合計	total	99	218	318
性比	F/M	2.2	3.5	3.0

第9表 被尋問人の婚姻状態

	移送 removed	%	移送なし not removed	%	合計 total	%
未婚者 single/ never married	35	51.5	46	30.3	81	36.8
私生児の母 mother of bastard*	4	5.9	12	7.9	16	7.3
寡婦 widow	11	16.2	47	30.9	58	26.4
妻 wife	18	26.5	47	30.9	65	29.5
女性合計 women total	68	100.0	152**	100.0	220	100.0

\*寡婦含む \*\*重婚(3)、その他不明(15)を除く

第10表 被尋問人の子供の有無

	(A)移送 removed	(B)移送なし not removed	合計 total	(B)/(A)
子供あり* M	6	7	13	1.2
F	10	32	42	3.2
(a) 合計	16	39	55	2.4
子供なし M	25	40	65	1.6
F	55	111	166	2.0
(b) 合計	80	151	231	1.9

\*私生児のぞく

第11表 被尋問人の年齢層

年齢 age group	移送 removed	%	移送なし not removed	%	合計 total	%
～9	0	0.0	1	1.4	1	0.9
10～15	6	16.7	5	7.0	11	10.3
16～20	11	30.6	12	16.9	23	21.5
21～30	9	25.0	27	38.0	36	33.6
31～50	5	13.9	17	23.9	22	20.6
51～	5	13.9	9	12.7	14	13.1
合計	36	100.0	71	100.0	107	100.0
平均年齢	28.7		31.5		30.5	



どまるチャンスが大きかったのは、労働力として価値の高い年齢層の貧民だったことを示唆するかもしれない。だが、結論を引き出すにはデータが不足している。

### (五)

尋問は本人または知人の教区籍について証言するために行われた。教区籍を得る方法ないし資格は複雑で、そのために係争の種となったことはよく知られているが、聖クレメント教区の尋問書からは、出生地、1年以上の奉公、徒弟、および10ポンド以上の家賃の借家（または持家）、という4つの方法が基本であったことがわかる<sup>24)</sup>。それを分類したの

第12表 教区籍の獲得方法（聖クレメント教区）

	人数	%
出生地	59	18.8
奉公	92	29.4
徒弟	78	24.9
家（借家）	84	26.8
合計	313	100.0

第13表 教区籍の獲得方法と獲得場所

方法	移送		移送なし		合計	
	St C.D.	それ以外	St C.D.	それ以外		
(1) 出生地	a. 本人	0	17	4	12	33
	b. 夫	0	14	0	12	26
	小計	0	31	4	24	59
(2) 奉公	a. 本人	3	27	27	17	74
	b. 夫その他	0	2	4	12	18
	小計	3	29	31	29	92
(3) 徒弟	a. 本人	0	17	7	12	36
	b. 夫	0	6	10	18	34
	c. その他	0	3	2	3	8
	小計	0	26	19	33	78
(4) 家保有	a. 本人	0	1	10	7	8
	b. 夫	0	0	14	4	18
	c. 父親	0	12	8	15	35
	d. その他	1	3	5	4	13
	小計	1	16	37	30	84
合計	4	102	91	116	313	

24) その他、教区の役職負担や課税負担などの例も少数ながらあるが、他の方法と重なっているため、とくに分類しなかった。教区籍の獲得方法について、Taylor, 'The impact of pauper settlement', pp. 47-54; 中野、前掲論文、145-46ページを見よ。

が次の第12表である。出生地の例はやや少ないが、4つの方法におよそ均等に分かれている。

教区籍はかならずしも本人を通じて得られるものではなかった。女性の場合、既婚者なら夫の教区籍が本人の教区籍となるのが通例であったし、未婚の女性や教区籍をえる資格のない若者の場合には、父親が教区籍をもつ教区が当人の教区となった。この点も考慮しながら、教区籍を得たとされる場所が、聖クレメント教区かそれ以外の場所であるかの違いによって分類を試みたのが、次の第13表である。

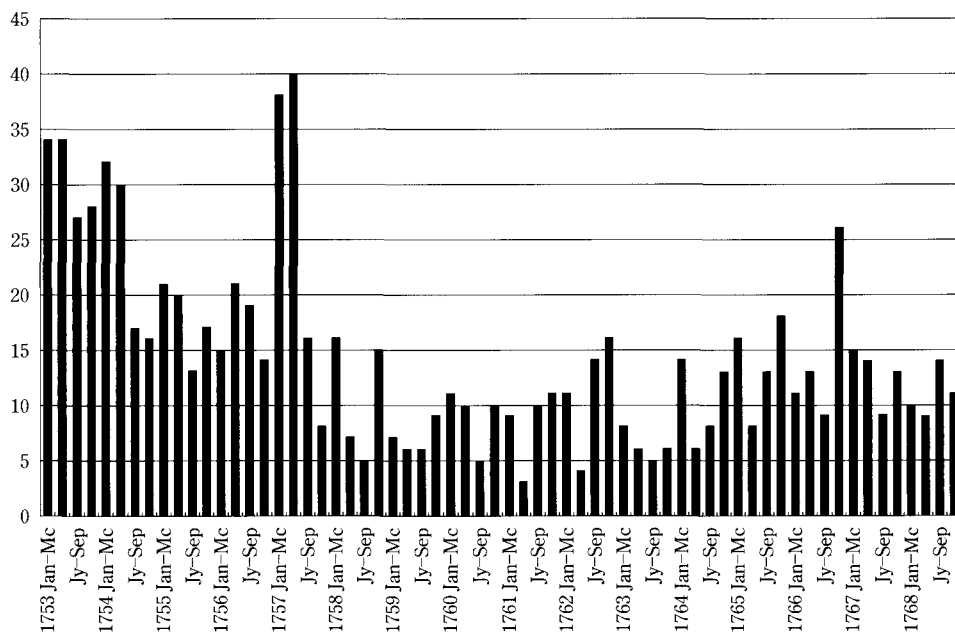
たとえば、表の(1) a. 欄は、本人の出生地を根拠に教区籍を求めている例であるが、聖クレメント教区(表中の St C.D.) で出生した4人のうち、移送されたものは1人もいないことを示している。またたとえば(3) 欄 a.~c. はそれぞれ、本人が徒弟修業を行った場所、(寡婦や妻の場合) 夫が徒弟修業を行った場所、それ以外の親族(父親、夫の父親、先夫など) が徒弟を終えたとされる場所ごとに分類されている。

この表が伝える明確な事実、出生、奉公、徒弟、借(持)家いずれの方法であれ、聖クレメント教区でそれを経験したものはほぼ全員がこの教区からの移送命令を受けなかった(おそらく、この教区にとどまることを許された)ことである。移送されるかどうかのもっとも重要な基準は、この教区で奉公や借家住いの経験をもつことだったといえる。これは当該教区に籍を求めるからには当然といえば当然のことだが、説明されねばならない点もいくつかある。ひとつは、尋問書の記述から判断するかぎり、教区籍に関する被尋問人の証言が、しばしば数十年も以前の経験であったり、夫から伝え聞いたことであったり、一般的にきわめて不確かな根拠にもとづいていることである。にもかかわらず、この教区での従弟経験等が証言されれば、それが治安判事により否定されることはほとんどなかった。また、第13表にみられるように、被尋問人のうち、聖クレメント教区で教区籍の取得につながるような経験をもったものは全体のせいぜい3割であり、残りのほぼ7割はこの教区以外の場所で同様な経験をしたこと、しかもそのうちの116人(被尋問人の37%)は移送命令を受けなかった、ということである。移送されるか否かは、教区籍の根拠となる場所だけでは一義的に決まらなかったのである。

聖クレメント教区の移送命令書と尋問書から引き出せるもうひとつの論点は、移送や尋問の時期に関するものである。スネルとランダウの論争の争点のひとつは、この季節分布と失業や行政的便宜との関連をめぐるものであった。次の第3図は、移送命令書の日付を用いて、1~3月、4~6月、7~9月、10~12月の4つの季節ごとにまとめて図示したものである。先に触れたとおり、1753~4年の聖クレメント教区の記録に関するかぎり、移送命令と尋問書の日付はほぼ一致している。1754年以降もこの状況に変わりがないと仮定すれば、これは尋問の行われる季節的な分布も表していると考えてよからう。

1753年1月から1754年8月まで、あるいは1757年1月から8月まで、1766年10月から

第3図 移送命令書の季節分布



第14表 移動命令／尋問の季節分布

Removal の季節ごとの分布

季節	件数	%
冬 Jan-Mc	268	29.1
春 Apr-Jn	231	25.1
夏 Jy-Sep	190	20.7
秋 Oct-Dec	231	25.1
合計	920	100.0

1767年6月まで、のように、特別に件数の多い時期や、逆に1759年、1763年のように少ない時期はあるが、季節ごとの規則的な変化はとくに認められない。

第3図を要約した次の第14表は、これをさらに直截に示している。冬にやや多く、夏は比較的少ないという差は認められるが、その違いは大きなものではない。スネルとランダウが論争を交わした農村の事例と異なって、ウェストミンスターのような人口稠密で治安判事も近辺におり、しかも農村ほど労働の季節的なシフトがない都市部では、貧民の移送も尋問も、季節的に偏ることなく、年間を通じてまんべんなく行われていた、ということが推測される<sup>25)</sup>。

25) この季節分布は、労働（失業）の季節分布に関連して、スネルとランダウの論争の重要な焦点だった。この論争については、中野、前掲論文を見よ。

## むすび

ロンドン西部郊外、聖クレメント教区の貧民の移送命令と尋問書を用いながら、教区籍法関連資料からどの程度、ロンドンの貧困や移動の実態について明らかにできるかを検討してみることが本稿の課題だった。市民登録簿や徒弟登録簿が一般に中層以上の住人に関わる資料であるのに対して、救貧法関連資料が光をあてるのは、これらの資料がほとんど言及しない貧しい階層の移動や貧困状況についてである。

聖クレメント教区に暮らす住人を、籍のある教区や本来の居住地に送り返す移送命令書は、貧しい「移民」の出身地や家族状況を知る重要な手がかりとなる。移送された貧民には女性が男性の2倍多かった。そのなかには、幼い子供を抱えながら夫と死別ないし生き別れして貧困に陥り、教区の負担となるために移送されたと推定される「古典的なケース」も見られる（105件）が、その数は成人被移送人全体からみるとかならずしも多くない（12.3%）。男女を問わず、被移送人の半分以上（52.5%）は、未婚者ないし家族をもたない単身者だった。子供だけで移送されるケースも1割強あった。移送先はロンドン近辺が圧倒的に多く、遠隔地に関しても、アイルランドを除けば、その地理的分布は、より上層の新フリーメンの出身地分布ときわめて類似していた。下層や女性の移入民の移動範囲は、市民や徒弟のそれよりも広がったとの指摘があることを考えると<sup>26)</sup>、この類似性はやや意外な事実といえる。

聖クレメント教区の貧民のうち、移送命令を受けたのはどのような人々だったのだろうか。貧民尋問書を併用すれば、これについてひとつの見通しを得ることができる。もっとも注目すべきは、教区籍に関して尋問されたもののうち、実際に移送命令を受けたのは3割程度にすぎなかったことである。しかし移送を受けるものと受けなかったものを分かつ基準が何であったかは、かならずしも明確ではない。被尋問人には、移送命令登録簿の被移送人に見られる以上に、女性が相対的に多かったし、女性のほうが移送命令を受けない比率は高かった。婚姻状況から見ると、登録簿の分析と同様に、未婚者・単身者のほうが、寡婦や既婚者よりも移送される比率が高かったことが確認される。しかし年齢や子供の有無、あるいは教区籍獲得方法の違いが、移送か否かを決める重要な基準になったとは思われない。はっきりしているのは、徒弟、奉公、家持、出生、どのような方法であれ、教区籍が聖クレメント教区内での経験を通じて獲得されたとの証言があれば、移送されることはまずなかった、ということである。

もっとも、本稿で検討した事例からみるかぎり、そもそも移送命令を出すか出さないか

26) Cf. Earle, Peter, 'The female labour market in London in the late 17th and early 18th centuries', *Economic History Review*, 2nd ser., 42 (1989), pp. 328-53.

の決定を、治安判事が明確な基準に基づいて判断したかどうかは疑わしい。教区籍の根拠は——しばしば何十年前も前の——記憶や伝聞に基づくものであったし、この時期の聖クレメント教区の尋問書の記述内容自体がきわめて簡単なものでしかないからである。判断には治安判事の主観的な裁量が働く余地も大きかったかもしれない。

本稿の分析結果は、教区籍法に関連した記録が貧民の移動に関してもつ資料としての有効性だけでなく、その欠陥をも明らかにする。最も重大な障害は、移送先や教区籍が、移送命令を受けたり尋問を受けたりした当人の経験とはかならずしも関係がない、という点にある。とくに女性の教区籍は、本人よりもむしろ夫、両親、子供などを通じて得られることが多かった。既婚女性の場合、第13表が示唆するように、それはしばしば夫が結婚前に徒弟や奉公を終えた教区であり、時には当の女性にとって見知らぬ場所であることもあった。これは教区籍法関連資料が、とりわけ女性の移動に関しては不確かで間接的な情報しか提供しないことを意味している。多くの女性が移送されているにもかかわらず、その移送範囲が（男性の）市民や徒弟の出身範囲とあまり変わらないという本稿の結論のひとつは、この事実、つまり女性の移送先の多くが、本人ではなく、夫の（徒弟・奉公などを通じて得られた）教区籍であることとも関連があるだろう。

移送命令（および教区籍証明書）などの教区籍法関連資料は、移動を解明するための資料として、市民・徒弟登録簿などと同様な欠陥ももっている。それらはいずれも基本的に二つの地点（現住地と教区籍のある場所）の間の移動についてしか語るところがない、という点である。過去の人々、とりわけ都市の住人の移動は、それよりはるかに頻繁で複雑であったことは疑いない。10ポンド以上の借家を通じて教区籍を求める被尋問人が、その借家を1年以上にわたって借りている例がきわめてまれであることからそれは明らかである。

とはいえ、教区籍法関連資料が多くの欠点をもっていることは事実だとしても、注意深く用いるなら貧民の移動に関する貴重な情報源であることは疑いない。とくに本稿で試験的に試みたように、複数の資料を組み合わせれば、その利用価値はいつそう高いものとなる。またこの時期の聖クレメント教区の尋問書の叙述はきわめて簡単なものだが、別の教区——たとえば聖マーティン教区——の尋問書は移動の履歴に関して、もっと詳しく具体的な記述内容をもっている。それらは18世紀イギリス都市史、社会史にとって、まだ十分に掘り尽くされてはいない鉅脈のひとつなのである。

（本稿は、平成15～16年度科学研究費基盤研究C（2）「近世ロンドンにおける移動と貧困——ウェストミンスター貧民尋問書の分析」、および早稲田大学特定課題研究による成果の一部である。）